

防災重点農業用ため池における今後の防災工事の進め方について

1 要旨・目的

防災重点農業用ため池において、令和4年度ため池詳細診断の結果を取りまとめたことから、今後の防災工事が必要な箇所数を推計するとともに、推計値に基づき計画する防災工事の「今後の進め方」について報告する。

2 現状・背景

県では、令和3年度から3年間の計画で、県内の防災重点農業用ため池6,799箇所の詳細診断を進めている。

令和4年度までの2年間で実施した4,795箇所（令和4年度診断分は令和5年12月末に公表予定）から今後の防災工事が必要な箇所数を推計すると、**①全面改修が必要なため池が545箇所**、**②放流設備のみの改修が必要なため池が2,455箇所**、**③廃止が必要なため池が1,308箇所**と見込んでいる。

（令和3・4年度実施分から推計 劣化・豪雨推計値）

豪雨 \ 劣化	劣化評価 A	劣化評価 B	① 劣化評価 C	合計
豪雨評価 A	718 (693)	90 (24)	9 (3)	817 (720)
豪雨評価 B	1,304 (1,749)	379 (491)	48 (71)	1,731 (2,311)
② 豪雨評価 C	843 (969)	1,612 (1,570)	488 (507)	2,943 (3,046)
	② 2,455 (2,539)		① 545 (581)	
合計	2,865 (3,411)	2,081 (2,085)	545 (581)	5,491 (6,077)
③利用されなくなったため池	168 (66)	433 (228)	707 (428)	③ 1,308 (722)

※実数はR3・R4の診断結果から推計、括弧書きはR3の診断結果から推計。

劣化評価A：堤体の健全度は高い	豪雨評価A：洪水時の流下能力が十分に有る
劣化評価B：堤体の健全度はやや低い	豪雨評価B：洪水時の流下能力は有るが、十分ではない
劣化評価C：堤体の健全度がかなり低い	豪雨評価C：洪水時の流下能力が不足している

3 今後の防災工事等の進め方

(1) 対策方針

防災工事が必要なため池は、現時点で 4,308 箇所 (①+②+③) に上っており、全ての対策を終えるには、相当の時間を要することが見込まれる。

そのため、防災工事が実施されるまでの間の、地域住民の安全・安心を確保しつつ、ため池の規模や下流への影響度が大きいものから集中的に対策を行っていくことを基本とする。

ア 防災工事

(ア) 対策箇所の選定

ため池の決壊時に歩行が不可能となる区域 (以下、「歩行不可能区域」という。) に、重要施設や人家が存在するため池 (1,879 箇所) を優先して対策を進めることで防災効果を高めることとし、令和 17 年度までに事業着手することを目標とする。

(防災工事が必要なため池における影響度区分別推計値)

影響度 防災工事	大	中	小	合計
	※歩行不可能区域に 重要施設・人家有	※歩行不可能区域に 人家のみ有	※歩行不可能区域に 重要施設・人家無	
全面改修	① 令和17年度 までの 対策エリア 1,879箇所 36	185	324	545
部分改修	200	919	1,336	2,455
廃止工事	77	462	769	1,308
合計	313	1,566	2,429	② 4,308

〔歩行不可能区域：流速 1.0m/s 以上 かつ 水深 0.5m 以上
流速 0.5m/s 以上 かつ 水深 1.0m 以上〕

(イ) 目標値 (参考)

令和 12 年度まで(①) 防災工事累計： 900 箇所、被災人家対策カバー率[※]： 70%
令和 17 年度まで(①) 防災工事累計： 1,879 箇所、被災人家対策カバー率[※]： 100%
令和 25 年度まで(②) 防災工事累計： 4,308 箇所

※被災人家対策カバー率 (%) = (X/Y) × 100

X：当該年度までに対策したため池の歩行不可能区域にある被災人家戸数

Y：防災工事が必要なため池の歩行不可能区域にある被災人家戸数

イ ソフト対策

防災工事が実施されるまでの間は、次のとおりソフト対策を行うことで、地域住民の安心・安全を確保する。

- ・利用されなくなったため池については、ため池管理者に対して落水を依頼し、それに係る費用を支援する。
- ・利用しているため池については、ため池管理者に対して低水位での管理を依頼し、それに係る費用を支援するとともに、管理者研修など適正管理に向けた支援を行う。
- ・広島県ため池支援センターによる定期的なパトロールを行う。
- ・水位計・監視カメラでの遠隔監視による管理を行う。

市町別ため池詳細診断結果一覧(令和4年度)

市町名	健全度が低い Cがあるもの			健全度がやや 低いBがある もの(Cを除く)	健全度が いずれもA	計	
	うち、 劣化診断がC	うち、 豪雨診断がC	うち、 耐震診断がC				
広島市	31	14	22	0	16	9	56
呉市	111	56	61	4	55	16	182
竹原市	4	0	2	2	1	1	6
三原市	76	13	72	1	33	15	124
尾道市	79	24	66	2	62	56	197
福山市	207	35	200	3	78	60	345
府中市	39	13	28	1	17	4	60
三次市	73	38	44	6	36	14	123
庄原市	163	73	95	7	79	44	286
東広島市	309	122	301	3	60	37	406
廿日市市	0	0	0	0	0	1	1
安芸高田市	129	61	112	3	33	14	176
江田島市	1	0	1	1	2	1	4
熊野町	32	16	22	0	8	3	43
北広島町	76	30	67	0	9	10	95
大崎上島町	4	0	2	3	1	1	6
世羅町	56	6	53	0	16	18	90
神石高原町	25	11	20	2	7	3	35
広島県計	1,415	512	1,168	38	513	307	2,235

判定項目	判定基準
劣化診断	A: 健全度が高い(A) (老朽度が低い(A))
	B: 健全度がやや低い(B) (老朽度がやや高い(B))
	C: 健全度が低い(C) (老朽度が高い(C))

判定項目	判定基準
放流設備構造	A: 流下に影響がない
	B: 流下にやや影響がある
	C: 流下に影響がある
放流能力	A: 放流能力がある
	B: 放流能力が概ねある
	C: 放流能力が不足している
余裕高	A: 洪水吐の余裕高が確保されている
	B: 洪水吐の余裕高が不足している
豪雨診断	A: 健全度が高い
	B: 健全度がやや低い
	C: 健全度が低い